

氷見市令和6年能登半島地震による災害に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震による災害（以下「災害」という。）により市内において損壊した被災家屋等を、当該所有者の申請に応じて市が災害廃棄物として解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。）をすること（以下「事業」という。）により、生活環境保全上及び公衆衛生上の支障の除去並びに二次災害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「被災家屋等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 個人の住家であって、当該住家等が半壊以上の被害を受け、当該被害について災証明書の交付を受けたもの又はこれに準じる状況と市長が認めたもの
- (2) 個人が所有する住家以外の建物又は賃貸住宅（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は法人税法第2条第6号に規定する公益法人等（以下、「中小企業者等」という。）が所有するものに限る。）若しくは事業所等（中小企業者等が所有するものに限る。）であって、当該住家以外の建物等が修理しても使用できない被害を受け、当該被害について災証明書の交付を受けたもの又はこれに準じる状況と市長が認めたもの
- (3) 前号に掲げるものと同一の敷地に附属する損壊が著しい門、塀、擁壁その他の工作物及び立木（以下「撤去対象物」という。）であって、当該同号に掲げるものと一体的に解体及び撤去が行われなければ、当該同号に掲げるものの解体及び撤去を実施できないと市長が認めるもの

(対象となる被災家屋等)

第3条 事業の対象となる被災家屋等は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 解体及び撤去をしなければ人的及び物的被害を引き起こすおそれがあり、かつ、生活環境保全上及び公衆衛生上の支障の除去並びに二次災害の防止のため、市長が解体及び撤去の必要があると認めるものであること。
- (2) 災害時において現に使用していたものであること。ただし、倒壊による安全上の支障のおそれその他のやむを得ない事情があるものとして市長が認めるものについては、この限りでない。
- (3) 地上部分であること。ただし、当該地上部分と一体的に解体及び撤去をする必要があると市長が認めるものについては、この限りでない。

(申請)

第4条 被災家屋等について事業の実施を受けようとする者は、事業申請書（様式第1号）に別表に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請の期限は、令和7年3月31日とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(実施の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る事業を実施するときは事業実施通知書（様式第2号）により、実施しないときは事業不

実施通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（遵守事項）

第6条 前条の規定による事業の実施の通知を受けた者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等内の一切の家財等を搬出すること。ただし、災害により損壊し処分せざるを得ない場合、又はやむを得ない事情により搬出できないと市長が認める場合については、この限りでない。
- (2) 被災家屋等に係る水道、下水道、ガス等の配管及び電気、電話、有線放送等の結線等の除去に伴う各種手続きについては、被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに申請者自らがそれぞれの供給事業者との間で完了すること。
- (3) 他者の所有に係る物を一緒に廃棄しないこと。
- (4) 被災家屋等の解体及び撤去をするために隣接地の立入り、掘削等が必要となる場合は、当該隣接地の所有者から同意を得ること。
- (5) 事業の実施前までに、当該近隣地にその周知を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

（申請の取下げ）

第7条 対象者は、第4条第1項の規定による申請を取り下げる場合は、第5条の規定による事業の実施の通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に取下げ書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による取下げを承認したときは、取下げ承認通知書（様式第5号）により対象者に通知するものとする。

（完了通知）

第8条 市長は、被災家屋等の解体及び撤去を完了したときは、対象者に対し速やかにその旨を完了通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（実施の取消し等）

第9条 市長は、次の各号の要件のいずれかに該当する場合は、当該事業の実施の決定を取り消し、事業実施取消し通知書（様式第7号）により対象者に通知するものとする。

- (1) 対象者が偽りその他不正な手段により第5条の規定による事業の実施の通知を受けた場合
- (2) 対象者が第6条の規定に違反した場合

2 市長は、前項の規定により事業の実施の決定を取り消した場合において、既に市による被災家屋等の解体及び撤去が実施されているときは、当該対象者に対し、解体及び撤去に要した費用の全額又は一部を請求するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月12日から施行する。

別表（第4条関係）

No.	提出書類	備考
1	被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書	様式第8号
2	り災証明書の写し	
3	本人確認ができる書類の写し	法人の場合は、法人の登記事項証明書
4	印鑑登録証明書	
5	被災家屋等（工作物を除く。）の登記事項証明書	登記されていない場合は固定資産評価証明書、その他被災家屋等（工作物を除く。）の所有者であることを証する書類
6	被災家屋等の配置図	様式第9号
7	被災家屋等の現況写真	被災家屋等の全景が写ったもの（解体及び撤去する対象が特定できるもの）
8	委任状	様式第10号 代理人が申請する場合に限る。
9	共有者全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（共有者・相続人）及び印鑑登録証明書	様式第11号 被災家屋等が共有である場合（被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合を除く。）
10	賃借人全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（関係権利者）	様式第12号 賃貸住宅に限る。
11	被災家屋等を差し押さえた債権者全員（本市を除く。）の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（関係権利者）	様式第12号 被災家屋等が差し押さえられている場合に限る。
12	遺産分割協議書、公正証書遺言又は相続人全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（共有者・相続人）、被災家屋等の所有者が死亡していることが分かる書類、相続人全員の印鑑登録証明書（公正証書遺言を提出する場合を除く。）及び戸籍謄本その他の相続人を確認することができる書類	様式第11号 被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合に限る。
13	遺産分割調停調書又は遺産分割審判所及び審判確定証明書	被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合において、遺産分割に係る調停が成立し、又は審判が確定しているときに限る。
14	その他市長が必要があると認める書類	

事業申請書

年 月 日

氷見市長 あて

災害により損壊した被災家屋等について、氷見市による解体及び撤去を受けたいので、氷見市令和6年能登半島地震による災害に係る被災家屋等の解体に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、被災家屋等の権利関係は確認しており、権利関係者その他関係者に対し、解体について説明し、その同意を得ています。

1 申請者（被災家屋等の所有者）

申請者	住所	〒		
	フリガナ氏名	実印		
	生年月日	年	月	日 電話
申請代理	住所	〒		
	フリガナ氏名	電話		
	申請者との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
連絡先	※工事立会、調整等の連絡先 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請代理人と同じ			
	住所	〒		
	フリガナ氏名	電話		

2 被災家屋等の概要

所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる 所在地（ ）
種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 倉庫・物置 <input type="checkbox"/> その他（ ）
り災証明書	<input type="checkbox"/> 有（半壊以上）（証明書受付番号： ） <input type="checkbox"/> 無 ※
り災証明書（所有者）	<input type="checkbox"/> 有（大被害）（証明書受付番号： ） <input type="checkbox"/> 無 ※
現況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊している <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせている <input type="checkbox"/> 撤去対象物の倒壊による人的・物的被害が生じる恐れがある <input type="checkbox"/> その他（ ）
権利関係	(1) 共有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（自分の外 名） (2) 区分所有 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (3) 権利関係（賃借権、抵当権、根抵当権等） <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容・権利者 ） 解体撤去に関する権利者の同意 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
備考	

※り災証明書が発行されていない場合は、市が被害状況の調査を行います。

第 号
年 月 日

様

氷見市長

事業実施通知書

年 月 日付で申請のあった被災家屋等の解体については、氷見市令和6年能登半島地震による災害に係る被災家屋等の解体に関する要綱第5条の規定により、次のとおりその実施をするので、通知します。

- 1 解体を実施する被災家屋等の所在地
- 2 解体の実施に当たっての確認事項
 - (1) 解体の実施予定日等については、改めて通知します。
 - (2) 解体の実施前までに、被災家屋等の一切の動産（ただし、災害により損壊し処分せざるを得ない場合、又はやむを得ない事情により搬出できない場合を除く。）を搬出してください。
 - (3) 解体実施日には、申請者又はその関係者が立ち会うようにしてください。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

氷見市長

事業不実施通知書

年 月 日付で申請のあった被災家屋等の解体については、氷見市令和6年能登半島地震による災害に係る被災家屋等の解体に関する要綱第5条の規定により実施しないこととしたので、次のとおり通知します。

実施しない理由

取下げ書

年 月 日

氷見市長 あて

住所
申請者 氏名
電話番号

令和 年 月 日付けで実施の通知を受けた被災家屋等の解体及び撤去について、次のとおり申請を取り下げます。

記

- 1 被災家屋等の所在地
- 2 被災家屋等の名称（アパート、ビル等の場合に限る。）
- 3 申請取下げの理由

第 号
年 月 日

様

氷見市長

取下げ承認通知書

年 月 日付で提出のあった被災家屋等の解体の申請の取り下げについては、氷見市令和6年能登半島地震による災害に係る被災家屋等の解体に関する要綱第7条の規定により承認しましたので、次のとおり通知します。

- 1 被災家屋等の所在地
- 2 被災家屋等の名称（アパート、ビル等の場合に限る。）

第 号
年 月 日

様

氷見市長

完了通知書

年 月 日付で実施を通知した被災家屋等の解体を完了したので、次のとおり通知します。

- 1 被災家屋等の所在地
- 2 解体を実施した被災家屋等の所有者
- 3 施工業者（事業者名および所在地）
- 4 事業完了日

第 号
年 月 日

様

氷見市長

事業実施取消し通知書

令和 年 月 日付けで実施の通知をした被災家屋等の解体及び撤去について、次のとおり事業実施を取消します。

- 1 被災家屋等の所在地
- 2 被災家屋等の名称（アパート、ビル等の場合に限る。）
- 3 取消しの理由

様式第8号（別表関係）

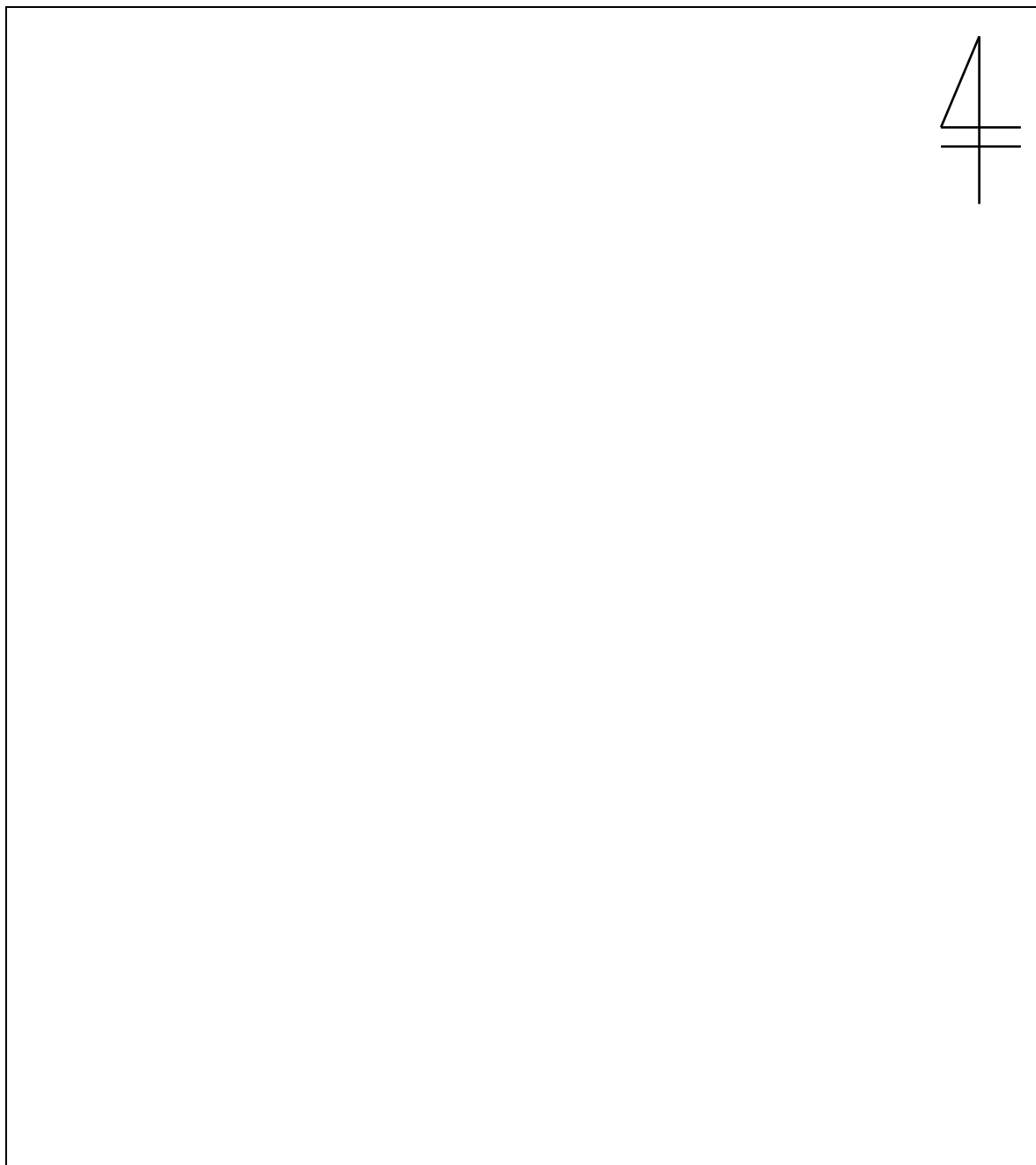
被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書

この申請に係る被災家屋等の解体及び撤去を氷見市（以下「市」という。）が行うにあたり、以下の点について同意します。

- 1 市からの連絡調整に応じ、現地立会いを行うなど、トラブルの防止に自ら誠意をもって対応すること。
- 2 本制度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条にある災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うためのものであり、解体及び撤去の範囲が限定的であること、解体及び撤去後の整地は行われないこと。
- 3 申請から市が解体及び撤去に着手するまでの間は、申請者の責任において当該被災家屋等を適切に管理すること。また、その期間内に第三者への損害が生じた場合は、申請者が責任をもって対応すること。
- 4 当該被災家屋等と一体的に解体及び撤去を行わなければ当該被災家屋等の解体及び撤去を行うことができない工作物、立木等があった場合、市がこれらの解体及び撤去を行うこと。また、市が工作物、立木等の復元及び補償をしないこと。
- 5 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等内の家財道具等を搬出すること。また、やむを得ない事情により搬出できずに残置されたものについては、廃棄物として解体及び撤去の対象となること。
- 6 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施までに、当該被災家屋等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の除去工事、浄化槽、汲取り便槽の清掃等並びにこれらに伴う諸手続きを完了すること。
- 7 隣接地の掘削や立入りが必要となったときは、当該隣接地の所有者からの同意を得ること。
- 8 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施について、近隣への周知を行うこと。
- 9 当該被災家屋等の解体及び撤去に関して、すべての権利関係者（共有者、相続人、抵当権者等）の同意を得ており、市及びその委託を受けた者に対し、原状回復及び損害賠償等の請求を含む一切の不服申し立て及び紛争の提起をしないこと。
- 10 当該被災家屋等の解体及び撤去に関し、権利関係者その他の者との紛争が発生した場合は、申請者の責任において解決すること。
- 11 市が被災家屋等の解体及び撤去に関する事務を行うため、当該被災家屋等に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧及び照会をすること。
- 12 被災家屋等の滅失登記を職権で行うために必要な情報を市が法務局に提供すること。
- 13 当該被災家屋等の解体及び撤去のために収集した個人情報について、市から委託を受けた者が業務実施のために用いること。
- 14 市及びその委託を受けた者が、当該被災家屋等の敷地内に立ち入り、必要な調査を行うこと。

氏名（自署）

配置図



【作成上の注意】

- 1 枠内の方位に従って、枠内に敷地全体が収まるように記載してください。
 - 2 敷地内の建物は、すべて記載してください。
 - 3 浄化槽、下水枳等の位置をわかる範囲で記載してください。
 - 4 解体を希望する建物には、「解体」と記載してください。
 - 5 解体を希望しない建物には、「残す」と記載してください。
 - 6 建物には、「住宅」、「事務所」、「倉庫」等の名称及び階数を記載してください。
- ※この様式を参考として、別の書式で提出することも可能です。

委任状

受任者 住所（所在地）

氏名（名称）

私は、上記の者を代理人と定め、令和6年能登半島地震による災害で被災した次の被災家屋等の解体及び撤去の申請に関する一切の権限を委任します。

年 月 日
住 所

委任者 氏 名 実印

生年月日 年 月 日

電話番号 （ ） ー

※委任者の印は、印鑑登録証明書と同じ実印を押印し、印鑑登録証明書1通を添付してください。

所在地	
被災家屋等の名称 (アパート、ビル等の場合に限る。)	

※登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。

様式第 1 1 号 (別表関係)

被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書 (共有者・相続人)

年 月 日

氷見市長 あて

同意者	住所 (所在地)	
	フリガナ 氏 名	実印
	電話番号	

※同意者の押印は実印により行い、同意者の印鑑登録証明書を添付してください。

私は、(共有 ・ 相続) する次の被災家屋等 (持分 分の) の解体及び撤去に関し、下記のとおり同意します。

被災家屋等の所在地	
-----------	--

※被災家屋等の所在地欄は、登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。

記

- 1 申請者 _____ が氷見市 (以下「市」という。) に被災家屋等の解体及び撤去を申請することを承諾し、市及び市の委託を受けた者に対し一切の不服申立て及び紛争の提起をしないこと。
- 2 本制度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 2 条にある災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うためのものであり、解体及び撤去の範囲が限定的であること、解体及び撤去後の整地は行われないこと。
- 3 当該被災家屋等と一体的に解体及び撤去を行わなければ当該被災家屋等の解体及び撤去を行うことができない工作物、立木等があった場合、市がこれらの解体及び撤去を行うこと。また、市が工作物、立木等の復元及び補償をしないこと。
- 4 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等内の家財道具等を搬出すること。また、やむを得ない事情により搬出できずに残置されたものについては、廃棄物として解体及び撤去の対象となること。
- 5 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施までに、当該被災家屋等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の除去工事、浄化槽、汲取り便槽の清掃等並びにこれらに伴う諸手続きを完了すること。
- 6 隣接地の掘削や立入りが必要となったときは、当該隣接地の所有者の同意を得ること。
- 7 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施について、近隣への周知を行うこと。
- 8 市が被災家屋等の解体及び撤去に関する事務を行うため、当該被災家屋等に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧及び照会をすること。
- 9 被災家屋等の滅失登記を職権で行うために必要な情報を市が法務局に提供すること。
- 10 当該被災家屋等の解体及び撤去のために収集した個人情報について、市から委託を受けた者が業務実施のために用いること。
- 11 市及びその委託を受けた者が、当該被災家屋等の敷地内に立ち入り、必要な調査を行うこと。

様式第12号（別表関係）

被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（関係権利者）

年 月 日

氷見市長 あて

被災家屋等の解体及び撤去について、次のとおり全ての関係権利者の同意を得ています。

申請者	住所
	氏名
被災家屋等の所在地及び名称	所在地
	名称（アパート、ビル等の場合に限る。）

私が権利を有する被災家屋等について、申請者が当該被災家屋等の解体及び撤去を申請することに同意します。

（同意者）

① 住所 _____
氏名 _____
所有者との権利関係
()

④ 住所 _____
氏名 _____
所有者との権利関係
()

② 住所 _____
氏名 _____
所有者との権利関係
()

⑤ 住所 _____
氏名 _____
所有者との権利関係
()

③ 住所 _____
氏名 _____
所有者との権利関係
()

⑥ 住所 _____
氏名 _____
所有者との権利関係
()

※欄が足りない場合は、任意様式で追加してください。